

期日指定定期預金

令和4年4月1日現在

商 品 名	期日指定定期預金
販 売 対 象	個人のみ
期 間	・最長3年（据置期間1年） ・満期日は、この預金の全部または一部（1万円以上）について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヵ月前までに通知が必要です。 ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、または元利金継続）の取扱いができます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 付利単位	・一括預入 ・1,000円以上300万円未満 ・1円単位 ・1円
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
税 金	2013年(平成25年)1月1日から2037年12月31日までの25年間、所得税に復興特別所得税が追加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が課税されます。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
手 数 料	不要です
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の「2年以上」約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・満期日前に解約する場合は、定期預金規定で定めるところの預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又は当金庫お客様相談窓口（9時～17時、電話：0765-24-1916）までお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間（9時～17時）に、当金庫お客様相談窓口又は全国しきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ・預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済性預金を除く預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されますが、全額保護の対象ではありません）